

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成15年4月から16年2月までは11万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成15年4月から16年2月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年3月1日から16年3月11日まで

申立期間について、私が保管している給与支払明細書によると、歩合給を入れて総額で30万円から40万円ぐらいもらっていたが、社会保険庁に記録されている標準報酬月額は9万8,000円となっているので、正しい標準報酬月額に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した平成13年3月から16年2月までの給与支払明細書に記載されている給与支給額は、申立人の主張するとおり、社会保険庁が記録している標準報酬月額に比して高額となっていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成15年4月から16年2月までの標準報酬月額については、申立人が提出した給与支払明細書において控除されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所に記録されている標準報酬月額が相違していることが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成15年4月から16年2月までの標準報酬月額については、申立人の給与支払明細書において確認できる厚生年金保

除料控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人が提出した給与支払明細書において控除されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所に記録されている標準報酬月額が、平成15年4月から16年2月までの期間については一致しないことから、事業主は、給与支払明細書において控除されている保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成13年3月から15年3月までの期間については、申立人が提出した給与支払明細書において控除されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所に記録されている標準報酬月額が一致していることから、記録を訂正する必要は認められない。

三重厚生年金 事案 654

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年2月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年2月1日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る平成6年2月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月16日から6年3月8日まで

社会保険事務所の記録では、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、私は平成4年12月18日にA社に入社し、13年4月3日に退職するまで同社で継続して勤務していた。申立期間は同社の海外事業所に出向していた期間であり、同社の海外事業所から同社本社に帰任したのは11年4月26日である。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の在籍証明書及び同社から提出された賃金台帳から判断すると、申立人が申立期間に同社で継続して勤務し、申立期間のうち、平成6年2月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、平成6年2月の標準報酬月額については、A社から提出された賃金台帳及び同年3月の社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成5年12月及び6年1月の厚生年金保険料については、A社から提出された賃金台帳には、当該期間の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から同年8月までの期間、40年5月から41年3月までの期間、同年5月から45年4月までの期間、46年7月から47年4月までの期間及び49年4月から52年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月から同年8月まで
② 昭和40年5月から41年3月まで
③ 昭和41年5月から45年4月まで
④ 昭和46年7月から47年4月まで
⑤ 昭和49年4月から52年6月まで

私は、成人して以来、厚生年金保険に加入していない期間については、国民年金保険料を納付してきた。実際に保険料を納付していたのは母親であるが、最初の手続をした際に、国民年金は国民健康保険と必ずセットで加入するものであるとA市役所で言われたこと、及び昭和49年夏にB市役所で申立期間④と⑤に挟まれた期間の保険料をさかのぼって納付するよう言われたが、その期間は海外に行っていたため、パスポートを見せながら説明したことを覚えている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、保険料を納付していたとする申立人の母親は既に他界しているため、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間①における国民年金の加入手続をA市役所で行ったことは記憶しているとしているものの、国民年金手帳の受領については記憶が曖昧^{あいまい}であるとしている上、申立期間①から④までにおける厚生年金保険と国民年金の切替手続や、A市からB市への転出に伴う住所変更手続等についても申立人の母親が行っていたため記憶が無く、申立人の母親が行っていたとする保険料の納付方法や国民年金手帳の更新に伴う手帳の受領及びその色等につ

いても記憶は無いとしている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 7 月に B 市において任意加入により払い出されているが、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、社会保険事務所が保管している申立人の国民年金被保険者台帳（旧台帳）並びに A 市及び B 市の記録共に加入した形跡も無い上、申立期間当時同居していたとする申立人の姉妹も、申立期間については未加入期間又は厚生年金保険の加入期間となっており、国民年金に加入した形跡は無い。

加えて、申立期間は五つの期間で計 112 か月と長期に及んでおり、二つの市において、これほど長期にわたり過誤が生ずるとは考え難い上、申立人は、市から国民年金と国民健康保険はセットで加入しなければならないと言われたと主張しているが、A 市及び B 市共に、資料の保存年限が経過しているため、申立人の国民健康保険の加入状況を確認できない上、B 市では、申立期間当時の国民年金と国民健康保険の加入手続について確認できなかったものの、A 市では、申立期間当時、国民年金と国民健康保険の加入手続は別々に行わなければならないとしたとしている。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 753

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年3月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年3月から54年3月まで
前職を退職後すぐに市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は市役所内の銀行において納付していたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。
また、当時、国民年金保険料の未納分について納付勧奨を受けた覚えも無く、これは、未納が無かったためであり、仮に未納期間の保険料の請求があれば当然納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年6月に払い出されており、市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿には「受付年月日 54. 5. 9」と記載されていることから、同年5月に国民年金の加入手続が行われたものと推認できる。しかしながら、その時点では、申立期間の国民年金保険料は、特例納付及び過年度納付によらなければ納付できないが、申立人は遡及して納付した記憶は無いとしている上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続は国民健康保険の加入手続と併せて行ったと主張しているが、市に確認した結果、申立人の国民健康保険の取得年月日は昭和54年4月1日となっており、申立期間について国民健康保険に加入していた形跡は無い。

加えて、申立人が国民年金の加入手続を行った時期に開設したとしている銀行口座については、その開設時期を確認できない上、申立期間について、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 754

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から49年9月まで

昭和44年9月から10月ごろ、水道メーターの検針と国民年金保険料の集金業務を行っていた者から国民年金への加入の勧誘を受けたので、義母、義姉及び私の3人で国民年金に加入した。それからは3か月ごとに集金に来てもらい、国民年金保険料を納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年10月14日に夫婦連番で払い出されている上、市が保管する申立人の夫の国民年金被保険者名簿には、申立人の夫の厚生年金保険の加入記録（厚生年金保険記号番号及び事業所名）と共に、同年10月1日に新規に被保険者資格を取得した旨、申立人の被保険者名簿においても、申立人の夫と同日に新規に被保険者資格を取得した旨が記載されていることから、申立人の夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失したことに伴い、申立人及びその夫の国民年金への加入手続が行われたものと考えられる。このため、申立期間については、申立人の夫は厚生年金保険に加入していることから、国民年金の任意加入対象期間となるが、任意加入対象期間については、加入手続を行った時点から遡及して国民年金に加入することはできない上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無く、市の被保険者名簿及び社会保険事務所の国民年金被保険者台帳（旧台帳）共に、申立期間は未加入期間となっている。

さらに、申立人及びその義姉は共に、国民年金には申立人、その義母及びその義姉の3人で加入したと主張しているが、申立人の義姉の国民年金手帳記号

番号は、その夫と夫婦連番で昭和44年11月に払い出されている上、申立人の義姉夫婦の国民年金保険料の納付状況をみると、納付日が確認できる45年4月から同年8月までの期間及び49年10月から50年5月までの期間の夫婦の納付日は同一日となっていることから、申立人の義姉と一緒に加入したのは申立人の義姉の夫であったと考えるのが自然である。加えて、申立人の義母については、国民年金の5年年金の加入者であり、45年1月から保険料を納付しているが、国民年金手帳記号番号の払出日及び保険料の納付日共に確認できない。

その上、申立人が記憶している国民年金保険料額は、申立期間の保険料額又は国民年金の加入記録がある期間の保険料額とも大きく異なっているなど、申立人の記憶は曖昧である上、ほかに申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 755

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から47年3月まで

母親は金銭面に厳しい人で、昭和44年ごろは通帳等も母親に管理されていた。母親は、私が20歳の時から国民年金に加入していると言っていたので、私も国民年金保険料は20歳から納付済みであると思っていた。昨年、社会保険事務所に問い合わせた結果、申立期間については、未納であると言われたが信じられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、それらを行ったとする申立人の母親は他界しているため、国民年金の加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の母親の国民年金手帳記号番号の払出日と同日である昭和47年8月1日に払い出されているが、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人の母親の国民年金被保険者資格の取得日は、昭和47年7月26日となっており、被保険者資格を遡及して取得できない任意加入であることから、申立人及びその母親の国民年金の加入手続は、同年7月ごろに行われたものと推認できる上、その時点において、申立人の被保険者資格については、20歳まで遡及して付与されたものの、国民年金保険料については、市役所で納付することが可能であった同年4月から納付したと考えるても不自然

ではない。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月ごろから42年8月ごろまで

昭和27年12月1日から30年3月21日まではA社B営業所で勤務し、申立期間については同社C営業所で勤務していた。社会保険事務所の記録によると、同社C営業所で勤務した期間について厚生年金保険の加入記録は無いということであるが、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、同社の閉鎖登記簿謄本により判明した元代表者に申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、当時の資料は残っておらず不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間にA社で勤務していた複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したところ、同僚の一人は、「申立人を覚えているが、申立人は毎日出勤していたのではなく、仕事が忙しい時や、本人が暇な時に来ていた。途中で見かけなくなったので、何年も勤めていなかったと思う。」と供述している上、ほかの同僚も、申立人を知らない、又は申立人を知っているが、勤務場所が違うため一緒に仕事をした記憶は無いと供述しており、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者原票索引簿により、健康保険整理番号*番（昭和36年5月10日資格取得）から同*番（昭和43年2月1日資格取得）までを調査したが、申立人の氏名又は原票は

無い。

加えて、申立期間について、申立人は国民年金に加入しており、国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月 26 日から 37 年 9 月まで
② 昭和 49 年 8 月から同年 10 月まで
③ 昭和 59 年 12 月から 61 年 2 月まで

申立期間①については、A社（現在は、B社）において、昭和 37 年に入社した同僚と一緒に働いており、厚生年金保険に加入していたはずである。申立期間②については、昭和 49 年 11 月に勤務していたタクシー会社の前にC社（現在は、D社）で勤務した記憶があり、当時、同社で着ていた制服も残っているため、勤務していたことは明らである。申立期間③については、運送会社を退職した後に運転免許が失効していた期間であり、E社で勤務していた。当時の同僚の氏名も記憶しており、厚生年金保険に加入していたはずである。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社における当時の複数の同僚の供述により、申立人が申立期間①に同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会を試みたものの、連絡先が不明のため、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人が申立期間①におけるA社の同僚であるとしている5人のうち、一人については同社における厚生年金保険の加入記録が無い上、残る4人については、申立人の勤務期間についての明確な記憶が無く、当時の同社における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等も得られなかったほか、これらの同僚の中には、本人が記憶している勤務期間より厚生年金保険の加入期間が短い者もみられることから、同社においては、必ずしも勤

務期間すべてについて厚生年金保険に加入させていたとはいえない状況がうかがわれる。

さらに、申立期間①当時、申立人が居住していた町が保管している国民年金被保険者名簿によると、申立人の氏名、生年月日等が同一である記録が存在し、申立期間①は国民年金保険料の納付済期間となっていることから、申立人は申立期間①に国民年金被保険者であったとも考えられる。

申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてD社に照会したところ、「当社が保管している従業員台帳には申立人の氏名は無く、申立人はアルバイトであったと思われる。また、アルバイトであれば厚生年金保険には加入していない。」との回答があった。

また、申立期間②にC社に在籍していた複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したものの、申立人のことを記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、申立期間②について、社会保険事務所が保管しているC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難いほか、申立人の雇用保険の加入記録も無い。

申立期間③について、E社における当時の事業主の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業主に申立人の申立期間③に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間③にE社に在籍していた複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したところ、当時の事業所における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった。

さらに、申立期間③について、社会保険事務所が保管しているE社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の被保険者原票は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難いほか、申立人の雇用保険の加入記録も無い。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間③において国民年金に加入しており、申請免除期間となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年11月8日から59年8月20日まで
② 昭和59年11月9日から60年1月9日まで
③ 昭和63年6月3日から同年7月28日まで
④ 昭和63年8月4日から同年9月29日まで

申立期間①の1か月の給与は35万円だったが、昭和58年7月から9月までの2航海で約10万円余りの荷役手当と給与35万円を合わせて45万円を給与として受け取った。申立期間②の1か月の給与は35万円、申立期間③及び④の1か月の給与は45万円だった記憶があるので、申立期間の標準報酬を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額は月額35万円であったと主張しているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立期間①及び②について、申立人が所持するA海運支局船員職業安定所が発行した船員失業証明票に記載されている標準報酬日額より算出した標準報酬月額が社会保険庁の記録と一致している。

また、申立期間①において、申立人に支払われた15万円の荷役手当については、臨時的に行う通常の労働以外の労働に対して支払われる手当であり、社会保険料の計算に係る標準報酬月額には算入されない。

さらに、申立期間③及び④について、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間③及び④の前後の期間において、申立人と同じ船舶に乗り、同じ職種であったとみられる複数の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額であることが確認できる上、事業主が申立人のみを他の同僚と異なる取扱いを行ったという事情も見当たらない。

加えて、いずれの申立期間においても、申立人の収入、保険料控除額等を証明する給与明細書、源泉徴収票等の関連資料は無く、船員保険料控除額及び標準報酬月額の相違を確認することはできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が船員保険被保険者としその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 658

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月から同年7月まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。しかし、私は申立期間当時、A社（現在は、B社）で勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、「戦前の資料は残っているものの失われた資料も多数あり、申立人に関する資料は見当たらず不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人は、申立期間にA社で勤務したとしているが、社会保険事務所の記録によると、同社は厚生年金保険の適用事業所として記録されておらず、B社として、昭和17年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていると記録されていることから、同社において申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会を試みたものの、連絡先が不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管しているB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 659

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 1 月 7 日から 36 年 2 月 21 日まで

申立期間の厚生年金保険被保険者期間は、年金額の計算に算入されると思っていたが、平成 8 年に社会保険事務所に照会したところ、当該期間は脱退手当金として支払ったとの回答であった。当時、会社からは何の説明も無く、脱退手当金に係る書類等を書いた記憶も無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している申立人が勤務していた最後の事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及びその前後のページに記載されている申立人以外の女性のうち、脱退手当金の受給資格があり申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 36 年 2 月の前後（昭和 35 年 10 月から 43 年 1 月までの期間）に資格を喪失した者 17 人（当該事業所で資格を喪失した後、短期間で他の事業所で資格取得している者及び資格取得状況が不明である者を除く。）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、13 人について資格喪失日の 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該事業所から「脱退手当金については個別に説明し、事業主による代理請求及び代理受領を行っていた。また、当時は脱退手当金を退職金と一緒に現金で支払っていた。」との回答があるとともに、連絡先が把握できた同僚の一人からも同様の証言があることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 36 年 8 月 10

日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。